

能登半島地震 被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された市民の皆さまが、一日でも早く、安全・安心な生活を送ることができるよう、各種支援制度などをご案内します。

石川県復興基金の創設や、市の6月補正予算において、国や県の支援制度に上乗せしたほか、市独自の支援を拡充しました。

被災者生活再建支援金・義援金について 住まいの支援窓口 ☎22-7196

■被災者生活再建支援制度

被災された皆さまの生活再建を支援するための制度です。

地震により居住する住宅が全壊・半壊するなど、住宅の被害の程度に応じた基礎支援金および住宅の再建方法に応じた加算支援金が支給されます。

支援金・義援金の支給額（支援金については世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

区分	被災者生活再建支援金				義援金		総計 (④+⑤+⑥)	
	①基礎 支援金	②加算 支援金		③羽咋市独自 加算支援金	④合計	⑤県分		⑥市分
全壊 (損害割合50%以上) 半壊解体 (半壊し、やむを得ず解体)	100万円	建設・購入	200万円	100万円	400万円	100万円 (1次20万円) (2次80万円)	10万円	510万円
		補修	100万円	50万円	250万円			360万円
		賃借	50万円	25万円	175万円			285万円
大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	100万円	350万円	75万円 (1次15万円) (2次60万円)	7万円	432万円
		補修	100万円	50万円	200万円			282万円
		賃借	50万円	25万円	125万円			207万円
中規模半壊 (損害割合30%台)	20万円	建設・購入	100万円	50万円	170万円	50万円 (1次10万円) (2次40万円)	4万円	224万円
		補修	50万円	25万円	95万円			149万円
		賃借	25万円	12.5万円	57.5万円			111.5万円
半壊 (損害割合20%台)	20万円	建設・購入	100万円	NEW-	120万円	25万円 (1次5万円) (2次20万円)	2万円	147万円
		補修	50万円	-	70万円			97万円
		賃借	25万円	-	45万円			72万円
準半壊 (損害割合10%台)	10万円	-		10万円	10万円	1万円	21万円	
一部損壊 (損害割合10%未満)	2万円	-		2万円	3万円	0.5万円	5.5万円	

羽咋市支援分

申請場所 住まいの支援窓口（羽咋市役所2階）

申請期限 【基礎支援金】令和8年1月31日【加算支援金】令和9年1月31日

※義援金については、被災者生活再建支援金の申請に基づき、指定口座に振り込みます。

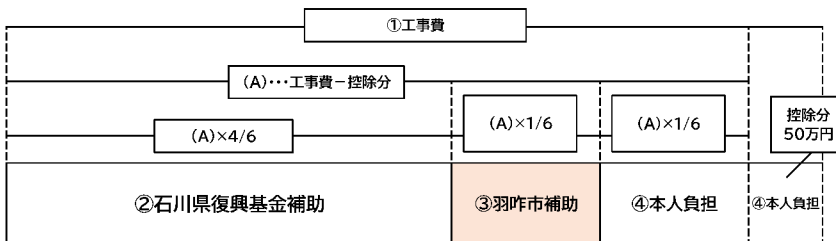
被災宅地復旧支援について 市災害復興推進室 ☎22-7156

被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り生活再建を支援するために、被災者自身が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援します。

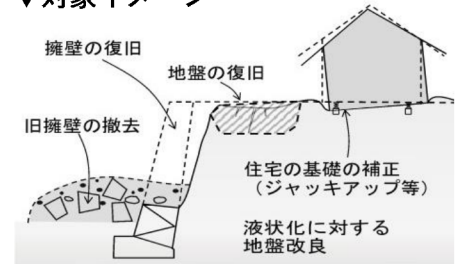
- 対象**：地震発生時に住宅（民間企業や団体などの社宅や寮は含まない）の用に供されていた宅地
対象事業：①のり面・擁壁・地盤の復旧工事
 ②液状化再度災害防止のための住宅建屋下の地盤改良工事（液状化発生区域）
 ③住宅基礎の傾斜修復工事

補助率：50万円を超える額の5/6（うち、基金分4/6、市独自加算分1/6）千円未満切り捨て
補助上限：958.3万円（対象工事費1,200万円）

▼費用の負担割合



▼対象イメージ



▼負担額のシミュレーション

①工事費	50万円	100万円	300万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
②基金(県)補助 (千円未満切捨)	-	33.3万円	166.6万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円
③羽咋市補助 (千円未満切捨)	-	8.3万円	41.7万円	75万円	125万円	158.3万円	191.7万円
④本人負担	50万円	58.4万円	91.7万円	125万円	175万円	208.4万円	241.7万円

耐震住宅リフォーム支援について 市地域整備課 ☎22-9645

これまでは、昭和56年5月以前の木造住宅が補助対象でしたが、地震で被災し、耐震性が低下した木造住宅についても対象になります。

耐震診断15万円、耐震改修または建替え費用について最大220万円を補助します。

対象：昭和56年5月以前に建設された木造住宅または、り災証明書（一部損壊以上）が発行された木造住宅（昭和56年6月以降も可能）

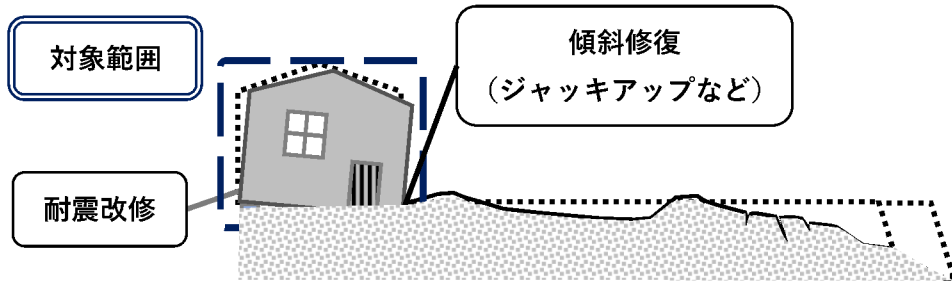
対象事業：①住宅の耐震診断
 ②住宅の「耐震改修、傾斜修復」または「建替え」（①の結果、評点1.0未満の場合）

補助率：10/10

補助上限：①耐震診断・・・15万円

②耐震改修、傾斜修復または建替え・・・200万円（市内業者の場合+20万円）

【注】傾斜修復は、「被災宅地等復旧支援事業」および「耐震住宅リフォーム支援事業」の対象となっていますので、いずれかの制度を選択してください。（併用はできません）



未来につなげる羽咋市なりわい再建支援事業 市商工観光課 ☎22-1118

事業者への支援として、国と県が、「なりわい再建支援補助金」や「持続化補助金」の災害枠を新設し、中小企業や小規模事業者を中心に支援を実施しています。

本市独自の支援策として、国と県の支援制度に上乘せするほか、被災した店舗の市内移転にかかる費用を、羽咋市単独で補助します。

(1) 国・県補助金に対する上乘せ支援補助金（下記の羽咋市独自加算分については、概算払が可能）

事業名	対象者	補助対象	補助率			備考
			国/県	羽咋市独自加算	本人負担	
①石川県なりわい再建支援補助金	・中小企業 ・小規模事業者 ・個人事業主	工場・店舗などの施設、生産機械など設備の現状復旧に関する修繕費用	3/4 (上限15億円)	1/8 (上限300万円)	1/8	②～⑤併用可
②中小企業持続化補助金	・中小企業	機械装置などの購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用などに必要な費用や事業再建につながる投資的経費	2/4 (上限200万円)	1/4 (上限100万円)	1/4	①・④併用可 間接被害は×
③小規模事業者持続化補助金	・小規模事業者		4/6 (上限300万円)	1/6 (上限75万円)	1/6	①・⑤併用可 間接被害は×
④中小企業営業再開支援補助金	・中小企業	仮店舗などの施設整備(コンテナ購入、簡易建物、キッチンカー)の費用	2/4 (上限300万円)	1/4 (上限150万円)	1/4	①・②併用可
⑤小規模事業者営業再開支援補助金	・小規模事業者		4/6 (上限300万円)	1/6 (上限75万円)	1/6	①・③併用可

(2) 店舗移転支援補助金（羽咋市独自支援）

事業名	対象者	補助対象	補助率	備考
移転支援補助金	・中小企業・小規模事業者 ・個人事業主 (※ただし、農林水産業・不動産業・任意団体・宗教法人などは除く)	店舗移転や仮店舗に係る経費 ①運搬費 ②改修費 ③広告費 ④備品購入費 ⑤仮店舗賃料	3/4 (上限150万円)	・概算払が可能 ・上記(1)の①～⑤と併用可 ・家賃補助は上限120万円 ・事業継続期間3年

農業機械再取得等支援事業

市農林水産課 ☎22-1116

令和6年能登半島地震により被害を受けた、農産物の生産や加工に必要な施設および機械の再建・修繕などを支援します。

対象：令和6年能登半島地震により、農産物の生産・加工にかかる施設・機械が被災した農業者

対象事業：①農業用ハウスなど（園芸施設共済の加入対象）の再建・修繕

②農業用機械・畜舎・施設など（園芸施設共済の加入対象外）の再取得・再建・修繕

③複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械などの取得

④被災した農業用ハウス、畜舎などの再建・修繕を契機とする、当該ハウスなどの補強

補助率：50%～90% ※要件により、国補助分が10%～50%で推移

補助上限：①～③・・・上限なし

④・・・上限300万円

▶現状復旧にかかる費用の負担割合

国補助 (10%～50%)	県補助 (20%)	羽咋市補助 (20%)	本人負担 (10%～50%)
------------------	--------------	----------------	-------------------

住宅の修理 住まいの支援窓口 ☎22-7196

■**応急修理**（り災証明で「準半壊以上」被害の住宅）
被害を受けた住宅（屋根や床、壁、窓、台所・トイレなど日常生活に必要な部分）の応急的な修理にかかる経費を補助します。
（※上下水道など配管含む）
補助金額 70万6,000円（準半壊は34万3,000円）
完了期限 R6.12.31までに完了した修理

危険ブロック塀撤去 市地域整備課 ☎22-9645

ブロック塀倒壊による事故を防ぐため、道路に面したブロック塀の撤去にかかる経費について補助します。

補助金額 4千円/㎡以内（面積の上限なし）
完了期限 R7.3.31まで

応急仮設住宅について

市災害復興推進室 ☎22-7156

令和6年能登半島地震により、ご自宅での居住ができなくなった人への一時的な住まいとして、応急仮設住宅を利用することができます。

対象者：次のいずれかに該当する人

- ①全壊または半壊以上で公費解体を利用する人
- ②半壊以上で応急修理に1カ月以上かかるため自宅に居住できない人

建設型応急住宅

入居場所：眉丈団地（柳田町）全54戸・プレハブ型
石野団地（石野町）全13戸・プレハブ型
入居期間：眉丈団地（柳田町）R8.4.20（予定）
石野団地（石野町）R8.4.26（予定）
支援内容：家賃・駐車場が無料
※光熱水費などは本人負担

※各団地の空き状況や、現地を見学希望の人はお問い合わせください。

賃貸型応急住宅（みなし仮設）

対象物件：不動産業者の斡旋により賃貸した物件
入居期間：入居日から2年間以内
※災害時に賃貸住宅に居住されていた人は入居日から1年以内
支援内容：家賃・共益費が無料（上限あり）
※駐車場や光熱水費などは本人負担

公費解体について

住まいの支援窓口 ☎22-7196

所有者の申請に基づき、市が解体・撤去を行います。（半壊以上の住家、空き家、納屋、倉庫、事業所など）同様の制度で**自費解体（費用償還制度）**があります。

公費解体

▶**受付期間** 令和7年3月31日まで

自費解体

▶**受付期間** 令和6年9月30日まで

羽咋市地域支え合いセンターについて 羽咋市社会福祉協議会 ☎22-6231

「羽咋市地域支え合いセンター」では、令和6年能登半島地震により被災された人が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、仮設住宅などを訪問し、見守り支援・生活支援や地域交流の推進など総合的な支援を行います。お気軽にご相談ください。

▶**受付時間** 9:00~16:00（土・日・祝日を除く）

被災した住宅に対する各種補助制度など“住まいの支援窓口”で受け付けているほか、市に関する情報は、市ホームページ、LINE、安全・安心メールにて発信しています。

住まいの支援窓口

☎ **0767-22-7196**

時間 9:00~16:00(平日)

場所 羽咋市役所 2階



市ホームページ



公式 LINE



安全・安心メール

発行者 羽咋市（秘書課担当）

☎0767-22-0771 FAX 0767-22-8109

〒925-8501 石川県羽咋市旭町ア200番地 メール kouhou@city.hakui.lg.jp